

1. 必要書類について

必要書類は下表でご確認下さい。必要書類は各1通必要です。漏れないようにお願いいたします。なお、戸籍抄本を除く住民票等には本籍地、本人またはこの開示申請書記載の申請者以外の方の個人情報の記載は不要です。また、住民票、戸籍抄本、登記事項記載証明書、印鑑証明書等は、この開示申請書を三井不動産リアルティ個人情報担当窓口が受取った時点で3ヶ月以内に発行されたものに限り、日本国外に居住の方は三井不動産リアルティ個人情報担当窓口に必要な書類についてご確認下さい。

(a) 本人が申請者の場合	① 本人の住民票（*注） ② 公的機関が発行した身分証明書のうち氏名、住所の記載のある部分のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）
(b) 成年被後見人の法定代理人が申請者の場合	① 法定代理権を証明する書類（例：登記事項証明書） ② 法定代理人自身の住民票（*注） ③ 公的機関が発行した法定代理人の身分証明書のうち氏名、住所の記載のある部分のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）
(c) 委任された代理人が申請者の場合	① 本人が発行する委任状（本人が署名、本人の実印で押印） ② 本人の印鑑証明書 ③ 本人の住民票（*注） ④ 代理人自身の住民票（*注） ⑤ 公的機関が発行した代理人の身分証明書のうち氏名、住所の記載のある部分のコピー（例：運転免許証、保険証、パスポート等）

*注：外国籍の方は③の住民票に代えて外国人登録原票記載事項証明書となります。

2. 手数料等について

1回の申請ごとに**手数料1,000円（税込）および郵送料612円（国内郵便料金の場合）**が必要です（2016年4月1日現在）。なお、国外に郵送の場合は実費をご負担いただきます。費用のお支払方法は、1,000円分の郵便定額小為替（手数料相当）及び612円分の切手（郵送料（国内郵便の場合）相当）を申請書類に同封してください。

※郵便局にお支払いいただく手数料は申請者のご負担となります。また、郵便定額小為替は無記名でお願いいたします。

3. 注意事項（⑨はこの開示手続きで提供された個人情報の利用目的となっておりますのでご確認下さい）

- ① 所定の申請書類に不備がある場合は開示できない場合があります。
- ② 代理人による申請の場合、代理権が確認できない場合は開示いたしません。代理権の確認のため本人に連絡させていただく場合があります。
- ③ 開示請求に伴う手数料等の支払いがない場合は開示できません。
- ④ 三井不動産リアルティグループ個人情報担当窓口が開示の申請書類等を不備なく受領してから開示の回答まで原則として14営業日以内に回答書を送付いたします。なお、三井不動産リアルティグループ個人情報担当窓口の混雑、保有個人データの保管状況によっては、開示の回答が遅延する場合がありますのでその場合には、その旨ご連絡いたします。
- ⑤ 三井不動産リアルティグループが取得した個人情報はデータベース化するための処理に時間がかかる場合がありますので、開示請求に対する回答書に直近のものは記載されない場合があります。
- ⑥ 調査の結果、対象となる個人データを保有していない場合はその旨を通知し、所定の手数料等はお返できません。
- ⑦ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れのある場合、三井不動産リアルティグループの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合、法令に違反することとなる場合は、全部または一部を開示とさせていただきます。この場合はその旨を通知します。所定の手数料等はお返しできません。
- ⑧ 開示の回答の方法は書面により行い、原則本人を受取人として住民票に記載の住所に本人限定受取郵便で郵送します（委任による代理人が申請者の場合でも開示対象者本人を受取人として住民票に記載の住所に郵送します。法定代理人が申請者の場合は法定代理人を受取人として住民票に記載の住所に郵送します）。封筒には受取人の電話番号を記載します。郵便物の受取に際しましては郵便局から受取人宛に連絡等があり、本人確認のうえ受取人の住所または郵便局で郵便物を受取ることができます。なお、三井不動産リアルティグループ個人情報担当窓口では開示の回答書を受取ることはできません。
- ⑨ この開示手続きでご提供された個人情報は、本人確認、保有個人データとの照合、本人または申請者（代理人）との連絡等の開示手続きに必要な範囲で利用いたします。なお、申請書類は三井不動産リアルティグループ個人情報担当窓口で適切に保管し、開示のご請求に対する回答が終了してから3年経過後、適切な方法で廃棄させていただきますので返却はいたしません。

以上